
民生委員・児童委員の 活動について

柏原市民生・児童委員協議会

令和6年度版

1. 民生委員・児童委員とは

- 民生委員・児童委員は「民生委員法」と「児童福祉法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱される「非常勤の特別職の公務員」です。
- 任期は一斉改選(12月1日)から3年間です。補充により選任された場合は、前任者の残任期間になります。
- 民生委員・児童委員は無給のボランティアですが、活動に必要な実費弁償費は支給されます。

2. 民生委員・児童委員と主任児童委員

民生委員は、子どもや子育てに関することの支援を行う児童委員も兼ねています。「民生委員」という言い方が定着していますが、「民生委員・児童委員」が正しい名称です。

また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」が配置されており、地域の方や子育て支援機関等と連携しながら問題解決や予防に向け取り組んでいます。(主任児童委員については別添の「主任児童委員リーフレット」もご覧ください。)

3. 民生委員・児童委員・主任児童委員の定数

民生委員法に基づき、大阪府では「大阪府民生委員定数条例」及び規則で市町村の区域ごとの定数を定めています。柏原市における定数は、2023年4月現在、民生・児童委員が133名、主任児童委員が9名で合わせて142名です。

4. 活動の目的

社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うことにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指しています。

5. 担当する地域

委員一人ひとりに担当する区域が定められています。柏原市では9地区に分かれて活動し、主任児童委員は小学校区ごと1名配置されています。

《地区一覧》

柏原西	本郷・大正・古町・今町
柏原東	上市・清州・河原町・堂島町
堅下北	法善寺・山ノ井町
堅下中	大県・平野
堅下南	大平寺・安堂・高井田
国分東	国分本町・田辺・国分市場・国分東条町
国分中	旭ヶ丘・国分西
国分西	片山町・石川町・玉手町・円明町
堅上	畑上・畑下・青谷・本堂・横尾・峠

6. 民生・児童委員の職務

- 地域の実情、住民の生活状態を適切に把握します。
- 援助を必要とする人が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、相談、助言、その他の援助を行います。
- 援助が必要な人に、援助を受けるための必要な情報提供を行います。
- 社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援します。
- 福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力します。

7. 柏原市民生・児童委員協議会の活動

柏原市で民生委員・児童委員に任命された方は、柏原市民生・児童委員協議会に所属し活動します。協議会の活動には、地区活動と部会活動の2通りがあり、どちらにも所属していただきます。

《地区活動》

	地区名	主な活動内容
1	柏原西地区委員会	・ 住民への個別支援 * 65 歳以上のひとり暮らし高齢者台帳登録の申請支援 * 75 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした「愛の一声訪問事業」（乳酸菌飲料配布）の申請支援 * 緊急通報システムの申請支援 * 証明事務の手続き ・ 地区福祉委員会活動への協力 * 子育てサロン、高齢者サロン等
2	柏原東地区委員会	
3	堅下北地区委員会	
4	堅下中地区委員会	
5	堅下南地区委員会	
6	国分東地区委員会	
7	国分中地区委員会	
8	国分西地区委員会	
9	堅上地区委員会	

《部会活動》

	部会名	主な活動内容
1	福祉部会	高齢者介護・障害者支援にかかる研修 要援護者マップ作成など
2	地域福祉活動部会	地域福祉推進事業の協力 * 柏原ふれあい広場 * 子育て応援イベント * 高齢者手芸教室の実施（年3回）
3	児童部会	児童・青少年福祉、母子・父子福祉にかかる研修 養護施設児童招待事業の実施 * ぶどう狩り、一日里親デー（各、年1回）
4	企画部会	活動方針に関すること 各種研修会に関すること その他、運営に関すること
5	広報部会	広報誌の発行に関すること 民生委員・児童委員活動の広報に関することなど
6	主任児童委員部会	市その他、子育て支援事業への協力 * オレンジリボンキャンペーン 各学区の健全育成会への参加 その他、関係団体への所属

《その他の活動》

○定例会

全民生委員が参集する会議です。

年 6 回、健康福祉センター「オアシス」にて開催します。

○地区委員会

開催の有無、日程や開催方法は各地区により違います。

○全体研修会

○ 5 月「民生委員・児童委員の日活動強化週間」街頭 PR 活動

○10 月赤い羽根共同募金街頭運動

8. 個人情報の取り扱い及び人権への配慮

民生委員・児童委員は、住民の知り得た個人情報について、民生委員法第 15 条に則り、守秘義務が架せられています。

また、人種、信条、性別、社会的身分によって、差別的または優先的な取扱いをすることなく支援することが架せられています。

9. 政治目的への利用禁止

民生委員・児童委員は、民生委員法第 16 条に則り、その職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはならないと定められています。

柏原市民生・児童委員協議会 事務局

〒582-0018 柏原市大県 4-15-35 柏原市立健康福祉センター

社会福祉法人柏原市社会福祉協議会内 Tel:072-972-6786